

環境デュー・ディリジェンス関連の 国際規範、海外法規制、ガイダンスの概要

令和 6 年 3 月

2011 年に国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」が、人権尊重を企業責任とする国際規範を明確化し、人権侵害リスクを特定・防止する手段としてデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）プロセスの実施を求めようになった前後から、企業に実質的に DD の実施を求める法規制等が欧州を中心に制定されはじめ、その流れは現在も続いています。

2023 年 6 月には、経済協力開発機構（OECD）が、12 年振りに「多国籍企業行動指針」を改訂し、環境に対する負の影響についてもリスクベースの DD を実施すべきであること、環境マネジメントシステムにおいて設定する目標は、科学的根拠に基づき、関連する国の政策や国際的コミットメント・到達点と整合すべきこと、サプライヤーやその他の取引関係者等に能力構築等の支援を提供すべきであること、環境に対する負の影響は、健康及び安全、労働者及び地域社会への影響、生計手段へのアクセス又は土地保有権といった社会的影響と密接に結びついていること等が明記されました。また、企業が関与している場合がある環境に対する負の影響として、a) 気候変動 b) 生物多様性の損失 c) 陸、海洋及び淡水の生態系の劣化 d) 森林減少 e) 大気、水、土壌の汚染 f) 有害物質を含む廃棄物の不適切管理が、具体例として示されたところです。欧州では、「企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令案」において、EU 域内・域外の大企業に対して、バリューチェーン全体での環境・人権 DD の実施を義務付ける動きがあり、日本企業においても、今後の義務化への対応も見据え、環境への負の影響に対処するプロセスを構築し、その競争力を維持・確保していく必要があります¹。

本資料では、こうした環境 DD 関連の国際的な規範や海外法規制に関する最新動向（2024 年 3 月 21 日時点）を紹介します。加えて、新たに環境 DD に取り組もうと考えている事業者が参考にできる、国際機関や民間によるガイダンスの概要を紹介します。

本資料が、日本企業による環境 DD にかかる取組の一助となれば幸いです²。

¹ 環境デュー・ディリジェンス関連の日本企業による取組事例や、環境省におけるこれまでの取組については、以下のリンク先をご覧ください。
https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/post_38.html

² なおこのリストは、国際規範、海外法規制、ガイダンスを網羅するものではありません。また、これらの正確な内容及び詳細については、原典をご参照ください。

目次

I. 環境 DD 関連の国際規範・条約	3
① OECD：責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針	3
② 国連：ビジネスと人権に関する指導原則.....	6
II. 環境 DD 関連の海外法規制	7
① EU：企業サステナビリティ DD 指令案（通称 CSDDD）	7
III. 環境 DD 関連のガイダンス	12
① OECD：責任ある企業行動に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンス.....	13
② 国連グローバル・コンパクト： サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践ガイド	14
③ Responsible Business Alliance（RBA）： サプライチェーンにおける責任ある企業行動のデュー・ディリジェンスに 関する実践ガイド	15

I. 環境 DD 関連の国際規範・条約

① OECD : 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針

年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1976 年採択 (これまでに、1979 年、1984 年、1991 年、2000 年、2011 年、2023 年の 6 回改訂)
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行動指針参加国の多国籍企業に対し、持続可能な開発に対する貢献を強化し、企業活動に伴う人々、地球、社会への負の影響に対処する責任ある行動を促す勧告。
参加国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本を含む、経済協力開発機構（OECD）の加盟国：38 개국 ・ OECD 非加盟国：13 개국
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般方針、情報開示、人権、雇用及び労使関係、環境、贈賄及びその他の形態の腐敗の防止、消費者利益、科学・技術及びイノベーション、競争、納税
2023 年の改訂の概要と経緯	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2011 年の前回改訂から 12 年が経過したことを踏まえ、企業によるサプライチェーンの下流へのデュー・ディリジェンスの適用範囲の明確化、企業に対する気候変動や生物多様性について国際的に合意された目標との整合性を図ることへの期待、データの収集や使用を含めた技術に関するデュー・ディリジェンスの期待等の規定が新たに盛り込まれた。 <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年、OECD にて、現在の行動指針が依然としてその目的に適う内容となっているか全体像を把握し、今後のオプションを検討するためのストックテイク作業を開始。 ・ 2022 年 5 月、行動指針の各国連絡窓口からの情報収集、OECD 委員会との協議や公開コンサルテーション（2021 年 6 月～9 月）等を経て、その成果を「ストックテイク報告書」として公表。 ・ 2022 年 6 月、OECD 閣僚理事会が、閣僚声明において「OECD 多国籍企業行動指針の実施や促進を進め同指針の目的に沿った部分的アップデートに向けた取組を行うこと等を通じて、コーポレート・ガバナンスと責任ある企業行動の強化を期待する」と言及。 ・ 2023 年 1 月、多国籍企業行動指針の改訂案を公表。パブリックコメントを実施（2023 年 2 月 10 日〆切）。 ・ 2023 年 6 月、OECD 閣僚理事会にて多国籍企業行動指針の改訂版を公表。
環境分野・環境 DD に関する指針	<p><第 2 章 一般方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクベースの DD を、例えば自社のリスクマネジメントシステムに取り入れることで、実際の及び潜在的な負の影響を特定、防止、軽減し、これらの負の影響に如何に対処するかについて明らかにする。【A 第 11 項】 ・ 自社の活動を通じて負の影響を引き起こす又はこれを助長することを回避し、負の影響が生じた場合は、救済を提供する、又は救済に協力する。【A 第 12 項】 ・ 企業が負の影響を助長していない場合であっても、ビジネス上の関係によって、そうした

負の影響が自社の事業活動、製品又はサービスに直接結びついている場合は、負の影響の防止又は軽減に努める。【A 第 13 項】

- ・ 負の影響への対処に加え、それが実現可能な場合は、企業とビジネス上の関係にある事業体に対し、行動指針と統合した責任ある企業行動の原則を採用するよう働きかける。【A 第 14 項】
- ・ **DD 実施の一環として**、関連するステークホルダーに重大な影響を及ぼし得る活動について、当該ステークホルダーの見解が考慮される機会を提供するため、**当該ステークホルダー又はその正当な代表と意味のあるエンゲージメントを行う**。【A 第 15 項】

<第 6 章 環境>

- ・ 企業は、**環境を保護し、ひいてはより広く労働者、地域社会及び社会を守る必要性に然るべき注意**を払い、環境に対する負の影響を回避するとともに対処し、かつ持続可能な開発というより広範な目標に貢献する形で活動を行うべきである。【冒頭】
- ・ 企業が関与している環境に対する様々な負の影響には、以下が含まれる。【冒頭】
 - 気候変動、生物多様性の損失、陸・海洋及び淡水生態系の劣化、森林減少、大気・水・土壌の汚染、有害物質を含む廃棄物の不適切管理
- ・ **環境に対する負の影響についてのリスクベースの DD の実施**など、当該企業に適した、ライフサイクルを通じた企業の事業活動、製品及びサービスに関連した**環境マネジメントシステムを構築・維持**する。【第 1 項】
 - 自社の事業活動、製品及びサービスに関連した**環境に対する負の影響の特定・評価**、適切な環境影響評価の策定
 - **測定可能な目的、目標及び戦略の策定・実行**（目標は、**科学的根拠に基づき、関連する国の政策並びに国際的コミットメント及び到達点と整合**³し、ベストプラクティスを踏まえたものであるべき）
 - 戦略の**実効性の定期的な検証**、目的及び目標に対する**進捗のモニタリング**、目的、目標及び戦略の**妥当性の定期的な確認**
 - 環境影響についての適切、測定可能、（該当する場合は）検証可能かつ適時の**情報並びに目標及び目的に対する進捗の提供**
 - 環境に対する負の影響への対処に必要な**是正の提供又は提供への協力**、負の影響からの**是正を行うための影響力の行使**。
- ・ 企業の事業活動、製品又はサービスに関連した環境に対する負の影響を受けている関連ステークホルダーとの間で、**意味のあるエンゲージメントを実施**する。【第 2 項】

³ 第 6 章の注釈 66 では、環境の章本文に反映されている基準として、「環境と開発に関するリオ宣言」「アジェンダ 21（リオ宣言の一部）」「国連の持続可能な開発のための 2030 アジェンダに含まれる原則及び目標」「国連気候変動枠組条約（UNFCCC）」「パリ協定」「生物多様性条約」「昆明・モントリオール生物多様性枠組」「環境問題における情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する地域条約」「国連砂漠化対処条約」「環境マネジメントシステムに関する ISO 規格」「国際金融公社の環境・社会パフォーマンス・スタンダード」「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）」に言及している。

- 環境に対する重大な又は回復不能の損害が生じるおそれがある場合、人の健康と安全も考慮し、当該リスクに関する科学的及び技術的理解に従うとともに、絶対的な科学的確実性又は手順を欠くことを理由に、損害を予防又は最小化する費用対効果の高い措置を先送りしない。【第3項】
- 環境又は健康への重大な損害の防止、軽減及び管理のための緊急時対応計画、及び監督当局への速やかな報告のための仕組みを維持する。【第4項】
- 当該企業において、及び（目的に合致する場合は）ビジネス上の関係にある事業体においても、環境パフォーマンス向上に継続的に努める。【第5項】
- 環境・健康・安全関連事項、より全般的な環境管理分野について適正な教育及び訓練を従業員に提供する。適切かつ実現可能な場合は、**サプライヤー及びその他の取引先、特に中小企業及び小規模事業者に対し、環境管理についてのキャパシティ・ビルディングなどの支援を提供**する。【第6項】
- 環境に対する認知・保護を強化するパートナーシップ又はイニシアティブなどを通じ、環境に関して責任ある、経済効率性の高い公共政策の策定に貢献する。【第7項】

（出所）OECD「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針 日本語仮訳」及び外務省ウェブサイト（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>）（2024年3月閲覧）に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成

② 国連：ビジネスと人権に関する指導原則

年	・ 2011 年、国連の人権理事会にて採択
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①人権及び基本的自由を尊重・保護及び実現する国家の既存の義務、②特定の機能を果たす特定の社会組織として、適用されるべきすべての法令を遵守し人権を尊重するよう求められる企業の役割、③権利及び義務が侵されるときに、それ相応の適切で実効的な救済をする必要性、の 3 つを認め、影響を受ける個人や地域社会に具体的な結果をもたらし、それにより社会的に持続可能なグローバル化に貢献するためにビジネスと人権に関する基準と慣行を強化することを目標とする原則。
企業向けの原則の内容 (概要)	<p><人権を尊重する企業の責任></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業は人権を尊重すべきである。これは、企業が他者の人権を侵害することを回避し、関与する人権への負の影響に対処すべきことを意味する。【指導原則 11】 ・ 人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される。【指導原則 12】 ・ 人権を尊重する責任は、企業に次の行為を求める。【指導原則 13】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自らの活動を通じて人権に負の影響を引き起こしたり、助長することを回避し、そのような影響が生じた場合にはこれに対処する。 ➢ その影響を助長していない場合であっても、取引関係によって企業の事業、製品又はサービスと直接的につながっている人権への負の影響を防止又は軽減するように努める。 ・ 人権を尊重する企業の責任は、その規模、業種、事業状況、所有形態及び組織構造に関わらず、すべての企業に適用される。しかしながら、企業がその責任を果たすためにとる手段の規模や複雑さは、これらの要素及び企業による人権への負の影響の深刻さに伴い、様々に変わりうる。【指導原則 14】 ・ 人権を尊重する責任を果たすために、企業は、その規模及び置かれている状況に適した方針及びプロセスを設けるべきである。それには以下のものを含む。【指導原則 15】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人権を尊重する責任を果たすという方針によるコミットメント ➢ 人権への影響を特定し、防止し、軽減し、そしてどのように対処するかについて責任を持つという人権デュー・ディリジェンス・プロセス ➢ 企業が引き起こし、または助長する人権への負の影響からの是正を可能とするプロセス

(出所) 国際人権理事会「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために (A/HRC/17/31) に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社作成

II. 環境 DD 関連の海外法規制

① EU : 企業サステナビリティ DD 指令案 (通称 CSDDD)

※本資料に記載している内容は、2024 年 3 月に EU 理事会常駐代表委員会で合意し、欧州議会法務委員会が承認した指令案に基づくものであり、最終的な指令の内容ではない。指令案の最終的な法制化には、欧州議会本会議での正式な承認が必要。

目的・概要	<ul style="list-style-type: none">・ 自社の事業、子会社の事業及び企業の一連の活動 (companies' chains of activities) ⁴の中で取引先 (business partner) ⁵が実施する事業に関して、これらが引き起こす、又は一因となる、あるいは直接的に関係する、実際の及び潜在的な人権と環境への負の影響を対象とする DD の実施と情報開示を義務付け。・ パリ協定の 1.5℃目標や欧州の 2050 年気候中立及び 2030 年目標と企業のビジネスモデル及び戦略を整合させる移行計画の策定・実施を義務付け。
指令案検討の経緯	<ul style="list-style-type: none">・ 2018 年 3 月、欧州委員会がサステナブルファイナンス行動計画を策定し、企業の取締役会に対して DD 実施を含むサステナビリティ戦略の策定と開示を求めることの必要性を評価することを規定。・ 2020 年 2 月、欧州委員会の司法・消費者総局が EU における DD の取組実態調査を実施し、その結果に基づき、将来的な DD 法制化を提言。・ 2020 年 10 月、欧州委員会が取締役の注意義務と企業の DD 実施を規定する「サステナブル・コーポレート・ガバナンス指令」の検討にあたり、パブリックコメントを募集。・ 2020 年 12 月、EU 理事会が欧州委員会に対して人権・社会・環境 DD の基準等に関する行動計画の策定を求める決議を採択。・ 2021 年 3 月、欧州議会が欧州委員会に対して企業による DD 実施を義務化する指令の策定を要請する決議を採択。・ 2022 年 2 月、欧州委員会が指令案を公表。・ 2023 年 6 月、欧州議会が議会としての修正案を採択。・ 2023 年 12 月、欧州議会及び EU 理事会が指令案に暫定的政治合意。・ 2024 年 3 月 15 日、EU 理事会の常駐代表委員会で指令の修正案に合意。・ 2024 年 3 月 19 日、欧州議会の法務委員会が、EU 理事会にて合意した指令の修正案を承認。

⁴ 原材料、製品又は製品の一部の設計・採掘・調達・製造・輸送・保管・供給や製品・サービスの開発などに関連する企業の上流側の活動、並びに製品の流通・輸送・保管に関連する企業の下流側の活動。【第 3 条 g】

⁵ 企業の業務・製品・サービスに関連する商業契約を締結している相手又はサービスを提供する相手（直接取引先）、並びに直接取引先ではないが、会社の業務・製品・サービスに関連する業務を行う取引先（間接取引先）【第 3 条 e】

<p>対象企業 6 7 8 9</p>	<p>【EU 域内企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近会計年度において、平均従業員数 1000 人超で全世界純売上高が 45 千万ユーロ超の企業【第 2 条 1(a)】 ・ 単体では上記の閾値に達していないが、連結で上記の閾値に達している企業グループの最終親会社【第 2 条 1(b)]¹⁰ ・ 独立した第三者企業とのロイヤリティ契約により、EU 域内でのフランチャイズ契約またはライセンス契約の売上高が 2.25 千万ユーロ超の企業又はそのような企業グループの最終親会社【第 2 条 1(ba)】 <p>【EU 域外企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直近会計年度の前年度において、EU 域内純売上高が 45 千万ユーロ超の企業【第 2 条 2(a)】 ・ 単体では上記の閾値に達していないが、連結で上記の閾値に達している企業グループの最終親会社【第 2 条 2(b)】 ・ 独立した第三者企業とのロイヤリティ契約により、直近会計年度の前年度において、EU 域内でのフランチャイズ契約またはライセンス契約の売上高が 2.25 千万ユーロ超で、EU 域内純売上高が 8 千万ユーロ超の企業又はそのような企業グループの最終親会社【第 2 条 2(ba)】
<p>対象分野</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境への負の影響として、<u>遵守すべき国際条約の義務や禁止事項</u>を定義。【第 3 条】 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 人権分野の国際条約で、環境分野にも関係があるもの【附属書 I Part1-18~19】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民的及び政治的権利に関する国際規約 ◇ 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 ➢ 環境分野の国際条約【附属書 I Part2】 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 生物多様性条約 ◇ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約） ◇ 水銀に関する水俣条約 ◇ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（PoPs 条約） ◇ 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（ロッテルダム条約）

⁶ 第 2 条 1 又は 2 の条件に達している場合、連続する 2 か年度において指令が適用される。直近 2 か年度のいずれも条件に達していない場合、指令は適用されない。【第 2 条 3】

⁷ EU 域内企業のうち、指令発効から 3 年経過時点において平均従業員数 5000 人超で全世界純売上高が 150 千万ユーロ超の企業は 2028 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から、指令発効から 4 年経過時点において平均従業員数 3000 人超で全世界純売上高が 90 千万ユーロ超の企業は 2029 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から、適用が開始される予定。【第 30 条 1(a)(aa)】

⁸ EU 域外企業のうち、指令発効から 3 年経過時点の前年度において EU 域内純売上高が 150 千万ユーロ超の企業は 2028 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から、指令発効から 4 年経過時点の前年度において EU 域内純売上高が 90 千万ユーロ超の企業は 2029 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から、適用が開始される予定。【第 30 条 1(b)(ba)】

⁹ 脚注 10 または 11 に該当しないその他の企業は、指令発効から 5 年経過後、2029 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から適用が開始される予定。【第 30 条 1(c)】

¹⁰ 最終親会社が子会社の株式保有を主な事業とし、グループ又は 1 つ以上の子会社に影響を及ぼす経営、運営、財務上の意思決定に関与しておらず、EU 域内に設立された子会社の 1 社が、当該親会社に代わり規定される義務を果たす場合は、当該親会社による義務は免除される。【第 2a 条】

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ◇ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約 ◇ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（世界遺産条約） ◇ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約） ◇ 船舶汚染防止国際条約 ◇ 国連海洋法条約
<p>要求事項 (概要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の行動からなるリスクベースの人権・環境 DD の実施。【第 4 条】 <ul style="list-style-type: none"> ① DD を自社の関連方針及びリスク管理システムに統合【第 5 条】 ② 実際の又は潜在的な負の影響の特定・評価【第 6 条】 ③ 必要な場合、潜在的及び実際の負の影響の優先順位付け【第 6 条 a】 ④ 潜在的な負の影響の防止・軽減、実際の負の影響の停止・最小化【第 7、8 条】 ⑤ 実際の負の影響の回復【第 8 条 c】 ⑥ 影響を受けるステークホルダーとの意味のあるエンゲージメント【第 8 条 d】 ⑦ 通知メカニズム及び苦情処理手続きの確立及び維持【第 9 条】 ⑧ DD の方針及び手続きの有効性のモニタリング及び検証【第 10 条】 ⑨ 当指令の遵守を示す文書を 5 年以上保管【第 4 条】 ・ 自社のビジネスモデル及び戦略を持続可能な経済への移行及びパリ協定に基づく 1.5℃の地球温暖化への抑制の目的、並びに 2050 年の気候中立及び 2030 年目標を定める欧州気候法の目的と整合させる移行計画の策定と実施。【第 15 条】
<p>開示義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ CSRD 又は当指令に基づき、当指令の対象事項に関する年次報告書をウェブサイトで公表。【第 11 条】
<p>処分・罰則</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指令に違反した場合は、各 EU 加盟国が定める国内法に基づく制裁措置（金銭的制裁、期限内に金銭的制裁に応じない場合に企業名や違反内容を示す公的声明）が課される。金銭的制裁の場合は、最大で全世界純売上高の 5%が課される。【第 20 条】 ・ 故意又は過失によって潜在的な負の影響の防止・軽減や実際の負の影響の停止・最小化の義務を遵守せず、自然人又は法人に損害が生じた場合（少なくとも 5 年間）、その全額を補償する。【第 22 条】
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州委員会は、当指令の発効後 30 か月以内に、バリューチェーン上の潜在的な負の影響を防止・軽減し、実際の負の影響の停止・最小化する上で自主的なモデルとなる、取引先との契約条項に関するガイダンスを採択する。【第 12 条】 ・ 欧州委員会は、当指令の発効後 30～36 か月以内に、企業が果たすべき DD 義務に関する各種ガイドライン（DD のベストプラクティスの提示、移行計画に関する実践ガイダンス、特定セクター又は特定の負の影響に関するガイドラインなど）を発行する。【第 13 条】 ・ EU 加盟国は、企業、取引先及びステークホルダーに情報を提供し支援するための専用ウェブサイト、プラットフォーム又はポータルを運営する。【第 14 条】

<p>参考情報① (EU 内の他の関連法規制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU では、他分野において、CSDDD の内容にも関連する法規制が 2023 年以降順次発効している。主な関連法規制は以下のとおり。 <p>【サステナビリティ報告に関する法規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業サステナビリティ報告指令 (通称 CSRD) (Directive (EU) 2022/2464) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 一定規模以上の EU 域内・域外の企業に対して、サステナビリティに関する DD プロセスを含む情報開示を義務化する法規制。2023 年 1 月に発効し、対象企業（総資産・純売上高・平均従業員数にて決定）に応じて、2024 年 1 月 1 日より順次適用開始。 ➢ 情報開示項目の一つとして、「サステナビリティの問題に関して実施した DD のプロセス」、「自らの事業及びバリューチェーン（製品・サービス、ビジネス関係、サプライチェーンを含む）に関連する、主要な実際の又は潜在的な負の影響と、これらの影響を特定・監視するためにとった行動」、「実際の又は潜在的な負の影響を防止、軽減、是正、終息させるためにとった行動とその結果」が規定されている。 <p>【特定のセクターに対する法規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林減少ゼロ製品規則 (REGULATION (EU) 2023/1115) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 対象製品（牛、カカオ、コーヒー豆、アブラヤシ、ゴム、大豆、木材、及びこれらの加工製品）について、2020 年末以降に森林減少・劣化した土地で生産された、またはそのリスクを無視できない場合の輸出入を禁止するとともに、輸出入・取引業者に DD の実施と情報開示を義務化する法規制。2023 年 6 月発効、大企業は 2024 年 12 月 30 日、中小企業は 2025 年 6 月 30 日より適用開始。 ・ 電池規則 (REGULATION (EU) 2023/1542) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 電池に関連する事業者（製造業者、流通業者等）に対して、電池の原材料・副原料の調達・加工・取引に関連する人権・環境 DD の実施・情報開示を義務化する法規制。2023 年 8 月発効。DD 実施義務は 2025 年 8 月 18 日より適用開始。
<p>参考情報② (EU 加盟国による関連法規制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU の CSDDD 案に先立ち、フランス及びドイツでは、既に一定規模以上の事業者に対して人権・環境 DD の実施を義務化する法規制が導入されている。 ・ 欧州委員会による CSDDD 案の前文においても、フランス及びドイツにおける人権・環境 DD の義務化に言及しており、EU 全体で CSDDD を導入することで、EU 加盟国独自の規制による法的枠組みの断片化を防ぎ、事業者に公平な競争環境（level playing field）をもたらすことが謳われている。 <p>【フランス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業注意義務法 <ul style="list-style-type: none"> ➢ フランスに所在し、連続する 2 事業年度末の従業員数（自社及び直接・間接子会社の合計）がフランス国内で 5,000 人以上、又はフランス国内外で 10,000 人以上の企業に対して、人権侵害・環境破壊に関する「注意義務計画（Vigilance plan）」の策定、実施、公開及び注意義務計画の実施に関する年次報告書の作成を義務化する法規制。2017 年 3 月に発効、適用開始。

【ドイツ】

・ サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法

- ドイツ国内に本社、主要な事業所、管理本部、登録事務所又は支店があり、ドイツ国内の従業員数が1,000人以上の企業に対して、サプライチェーン上の人権侵害及び人権侵害につながる可能性のある環境リスクに関するDDの実施と情報開示を義務化する法規制。2021年7月に発効し、従業員数が3,000人以上の企業は2023年1月1日より、従業員数が1,000人以上の企業は2024年1月1日より適用開始。

(出所) 以下の資料に基づき三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社作成

- ・ EU理事会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937- Letter to the Chair of the JURI Committee of the European Parliament」
- ・ 欧州連合「Directive (EU) 2022/2464 of the European Parliament and of the Council of 14 December 2022 amending Regulation (EU) No 537/2014, Directive 2004/109/EC, Directive 2006/43/EC and Directive 2013/34/EU, as regards corporate sustainability reporting」
- ・ 欧州連合「REGULATION (EU) 2023/1115 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 31 May 2023 on the making available on the Union market and the export from the Union of certain commodities and products associated with deforestation and forest degradation and repealing Regulation (EU) No 995/2010」
- ・ 欧州連合「Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC」
- ・ フランス政府「LOI n° 2017-399 du 27 mars 2017 relative au devoir de vigilance des sociétés mères et des entreprises donneuses d'ordre (1)」
- ・ ドイツ政府「Referentenentwurf des Bundesministeriums für Arbeit und Soziales Gesetz über die unternehmerischen Sorgfaltspflichten in Lieferketten」

III. 環境 DD 関連のガイダンス

	機関	名称	年月	概要
①	OECD	責任ある企業行動に関する DD ガイダンス	2018 年 5 月（発行）	<ul style="list-style-type: none"> • DD のための勧告及び関連する規定を平易な言葉で説明し、企業による「OECD 多国籍企業行動指針」の実施を実務的に支援するためのガイダンス。 • 想定利用者は、資本構造、業種、規模に関わらず、「OECD 多国籍企業行動指針」に参加する国で事業活動を行う、または拠点を置くすべての多国籍企業・中小企業で DD 実施の任務に携わる実務担当者。
②	国連グローバル・コンパクト	サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践ガイド	2015 年 1 月（発行）	<ul style="list-style-type: none"> • 企業がサプライチェーン全体で国連グローバル・コンパクトの原則（人権、労働、環境、腐敗防止の 4 分野）を実行し、調達戦略に持続可能性を統合するためのガイド。 • 想定利用者は、あらゆる規模の事業者。ガイドの内容は、可能な限り一次以降のサプライヤーにも適用することを推奨している。
③	Responsible Business Alliance	サプライチェーンにおける責任ある企業行動の DD に関する実践ガイド	2018 年 6 月（発行）	<ul style="list-style-type: none"> • OECD「責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」を踏まえて、RBA のツール、ベストプラクティス、イニシアティブ、サービスが DD 実施においてどのように役立つか解説するガイド。 • 想定利用者は、RBA 加盟企業など、RBA のツールやイニシアティブを活用して、OECD ガイダンスに沿ったサプライチェーン DD を実施したい企業。

① OECD : 責任ある企業行動に関するデュー・ディリジェンス・ガイダンス

年	・ 2018 年 5 月発行
目的・概要	・ DD のための勧告及び関連する規定を平易な言葉で説明し、企業による「OECD 多国籍企業行動指針」の実施を実務的に支援するためのガイダンス。
想定利用者	・ 資本構造、業種、規模に関わらず、「OECD 多国籍企業行動指針」に参加する国で事業活動を行う、または拠点を置く <u>すべての多国籍企業・中小企業</u> 。 ・ 対象読者は、企業内でデュー・ディリジェンス実施の任務に携わる実務担当者。
対象分野	・ 責任ある企業行動（RBC）課題：事業、サプライチェーン及びその他ビジネス上の関係と関連する可能性のある人権、雇用及び労使関係、 環境 、贈賄・贈賄要求及び金品の強要の防止、消費者利益、情報開示
実施事項 (概要)	<p><DD の本質的要素></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防手段である、複数のプロセス及び目的が含まれる、リスクベースである、動的である、責任を転嫁しない、国際的に認められた RBC の基準に関連する、企業の状況に適合させる、ビジネス上の関係における制約に対処できる、ステークホルダーとのエンゲージメントから情報を得る、継続的なコミュニケーションが必要である <p><DD のプロセス></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 責任ある企業行動を企業方針及び経営システムに組み込む： OECD 多国籍企業行動指針へのコミットメント、RBC に関する期待・方針をサプライヤー等のエンゲージメントに組み込み/等 ② 企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における負の影響を特定し、評価する： サプライチェーン調査、深刻さと発生可能性に基づく優先順位付け/等 ③ 負の影響を停止、防止及び軽減する： RBC 課題に対する負の影響を引き起こしている、または助長している活動の停止、負の影響を防止・軽減するための計画を策定し実施/等 ④ 実施状況及び結果を追跡調査する： 活動の実施と有効性を追跡、教訓を将来の改善に利用/等 ⑤ 影響にどのように対処したかを伝える： DD 方針、プロセス、負の影響を特定し対処するために行った活動とその成果等を外部に伝える ⑥ 適切な場合是正措置を行う、または是正のために協力する： 企業が負の影響の原因となったり助長していることが判明した場合には是正措置を行う又は是正のために協力する、苦情処理メカニズムを提供する又は仕組みに協力する/等
開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報開示は DD の実施プロセスの一つに位置付けられている。 ・ コミュニケーションの形態として、「面談」「オンライン上の対話」「権利保有者との協議」「公的報告書（年次報告書等）」「監査又は評価に関する調査結果を労働組合と共有」「適切な仲介者を通じた方法」が挙げられている。

(出所) OECD「OECD Due Diligence Guidance for Responsible Business Conduct」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社作成

② 国連グローバル・コンパクト：

サプライチェーンの持続可能性：継続的改善のための実践ガイド

年	・ 2015 年発行（第 2 版）
目的・概要	・ 企業がサプライチェーン全体で国連グローバル・コンパクトの原則を実行し、調達戦略に持続可能性を統合するためのガイド。
想定利用者	・ あらゆる規模の事業者。 ・ ガイドの内容は、可能な限り一次以降のサプライヤーにも適用することを推奨。
対象分野	・ 国連グローバル・コンパクトの 10 原則が対象としている、人権、労働、 <u>環境</u> 、腐敗防止の 4 分野。
実施事項 (概要)	<p>・ サプライチェーンにおける持続可能性を達成するための具体的な手順として、下記 5 つのステップを推奨。</p> <p>※ただし、これらは順番通りに進むわけではないこと、基盤として「ガバナンス」「透明性」「エンゲージメント」が不可欠であることに言及している。</p> <p>① コミットメント：</p> <p>ビジネス推進力（関連リスク、効率性の実現、持続可能性を通じた成長）の理解、リスク・機会評価を通じた状況の理解、ステークホルダーからの期待事項の理解、持続可能性に関するビジョンと目的の確立、持続可能な調達方針と DD プロセスの策定、行動規範の策定/等</p> <p>② 評価：</p> <p>サプライチェーンマップの作成、負の影響を与えるリスクの特定/等</p> <p>③ 定義：</p> <p>行動規範や契約条項を通じたサプライヤーへの期待事項の伝達、自己評価や監査によるパフォーマンスの評価、サプライヤーの是正・キャパビル/等</p> <p>④ 実施：</p> <p>経営層によるガバナンスとモニタリング、事業部門による横断的な調整、業界での協働、マルチステークホルダーとの協働/等</p> <p>⑤ 測定とコミュニケーション：</p> <p>目標に沿ったデータ収集、サプライチェーンマネジメントの進捗報告/等</p>
開示	<p>・ サプライチェーンマネジメントの進展について報告することを推奨。</p> <p>※開示すべき指標等は指定していないが、一般的に活用されている報告枠組みとして、グローバル・レポートング・イニシアティブ（GRI）や国際統合報告フレームワークに言及している。</p>

（出所）国連グローバル・コンパクト「Supply Chain Sustainability: A Practical Guide for Continuous Improvement, Second Edition」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社作成

③ Responsible Business Alliance (RBA) :
サプライチェーンにおける責任ある企業行動のデュー・ディリジェンスに
関する実践ガイド

年	・ 2018 年 6 月発行
目的・概要	・ 「OECD 責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」を踏まえて、RBA のツール、ベストプラクティス、イニシアティブ、サービスが、DD の実施においてどのように役立つか解説するガイド。
想定利用者	・ RBA 加盟企業等、RBA のツールやイニシアティブを活用して、OECD ガイダンスに沿ったサプライチェーン DD を実施したい企業。
対象分野	・ 「OECD 責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」と同一。
実施事項 (概要)	<p>・ 「OECD 責任ある企業行動に関する DD ガイダンス」が定める DD のプロセスに沿って、RBA が提供しているツールやイニシアティブを紹介。</p> <p><DD のプロセス></p> <p>① 責任ある企業行動を<u>企業方針及び経営システムに組み込む</u> ⇒RBA 行動規範、サプライヤー契約における RBA コンプライアンス等</p> <p>② 企業の事業、サプライチェーン及びビジネス上の関係における<u>負の影響を特定し、評価</u>する ⇒RBA Sensing Survey (サプライチェーン調査)、企業自己診断 (Corporate SAQ)、施設自己診断 (Facility SAQ)、RBA Online (データ管理)、検証評価プログラム (VAP)、RBA 監査協働プログラム/等</p> <p>③ <u>負の影響を停止、防止及び軽減</u>する ⇒The Corrective Action Plan (CAP)、オンラインのサプライヤー研修、RBA メンバー間の協働/等</p> <p>④ <u>実施状況及び結果を追跡調査</u>する ⇒The Corrective Action Plan (CAP)、VAP の Priority Closure (第三者監査)、RBA Online (データ管理)、監査品質管理者 (AQM) /等</p> <p>⑤ 影響に<u>どのように対処したかを伝える</u> ⇒RBA Online Data Monitor (報告フォーマット) RBA 年次報告 (メンバー間の比較・ベンチマーク)、メンバー・コンプライアンス・キット (サプライチェーンにおいて実施が期待される項目のリスト)</p> <p>⑥ 適切な場合<u>是正措置</u>を行う、または是正のために協力する ⇒ステークホルダーとの協議、RBA メンバーによる集团的行動の支援/等</p>
開示	・ DD 実施プロセスの一つである情報開示をサポートするツールを提供。

(出所) Responsible Business Alliance「Practical Guide to Implementing Responsible Business Conduct Due Diligence in Supply Chains」に基づき三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社作成